

第 16 回総会 平成 30 年 9 月 28 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、8月の総会で事務局からの答弁が間違っておりましたのでお詫びいたします。8月総会議案第 89 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてのうち第 8 項、譲受人：延岡市塩浜町の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 2,534 m²、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 360 枚を審議していただきました件ですが、20 番〇〇委員より、設置反対の箇所はこの申請地だけですかという質問に対し事務局からは、これまで対応してきたところ、直接的にはこの申請地だけと判断していますとお答えしました。しかし、設置反対の要望書を再度確認しましたところ、9 項の大字下三財字〇〇番 1 も入っていました。従いまして総会後に譲受人の〇〇さんに来庁していただきまして、2 箇所とも排水対策は同様に行うように指導いたしました。以上であります。

————— 報告、業務報告 —————

今月は農地改良届出が 1 件提出されておりますので報告いたします。番号 1 です。土地の所在：大字童子丸字〇〇番 2、場所は国道 219 号線沿いの〇〇から約 60m 東側の農地です。地目：台帳・現況とも田、面積：120 m²、届出人：大字〇〇番地、〇〇、目的は周囲の土地より低いため盛り土して良好な農地として利用するためあります。地元委員の〇〇委員は現地確認をされていますが、本日欠席でありますので事務局から報告いたします。今月は、相続 6 件、使用貸借合意解約 4 件、賃貸借合意解約 4 件が提出されておりますので併せてご報告します。

局 長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から平成 30 年度第 16 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

議 長 本日の出席状況を報告します。本日は、〇〇委員、〇〇委員が欠席で、〇〇委員、

〇〇委員が少し遅れるということでありませう。本日の議案件数でありますが、6件を提案しております。

議長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。5番〇〇委員、22番〇〇委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第95号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認について提案します。事務局の説明を求めます。

局長 議案第95号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認について、農地転用別件数及び面積：転用目的、農業用施設用地1件、畑2,652㎡、計も同じです。合計1件、畑2,652㎡、計も同じです。

1項を説明します。上の段になります。土地の所在：大字右松字〇〇番1他2筆、台帳・畑、現況・宅地、面積2,391㎡、譲受人：兵庫県丹波市の〇〇、譲渡人：高鍋町北高鍋の〇〇、用途：農業用施設用地（追認案件）は当初計画どおり施工済み、下の段になります。土地の所在：大字右松字〇〇番2、台帳・畑、現況・雑種地、面積261㎡、承継人：新富町新田の〇〇、被承継人：兵庫県丹波市の〇〇、用途：農業用施設用地（事業用資材置場）（追認案件）、変更理由は、本申請の被承継人は農業用施設用地として上記3筆と合わせて農地法5条により所有権移転の許可を受けていた。しかし、「右松〇〇番2」の土地は、〇〇の前の所有者の父の〇〇との間で交換したが、未登記だったもので、本来、〇〇から〇〇に所有権を移転すべき土地であった。当時の負債整理の慌ただしさ等から現状になったもので〇〇さんが固定資産税の台帳を確認したところ名義が変わってないことが判明したため、今回の変更申請に至ったものであります。

議長 1項について特別調査員の報告をお願いします。

23番 今回は15番〇〇委員と私（23番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る9月21日午前8時15分より事務局から兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、

椎原局長補佐同行のもと、農地法第5条の規定による許可申請の承認1件、農地法第5条8件、非農地証明2件の現地調査を行いました。なお、非農地証明の現地確認には〇〇委員、〇〇委員にもご同行いただいています。順次報告しますので皆様のご審議をよろしくお願いします。

- 15 番 1項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、県道木城・西都線沿いの〇〇から南へ500m進み更に西へ30m進んだ〇〇の敷地内の農地です。譲受人の兵庫県丹波市の〇〇さんが譲渡人の高鍋町北高鍋の〇〇さんから所有権移転を受けて農業用施設用地に転用した大字右松字〇〇番1他2筆の案件については当初計画どおり施工済みであります。しかし、大字右松字〇〇番2の土地については、平成27年7月21日付、シレイ6005-5-50にて許可を受け、〇〇の前の所有者の父の〇〇さんとの間で交換が成立していましたが、〇〇さんから〇〇さんに所有権を移転すべき土地が未登記のままであったことから、改めて承継人の〇〇さんが被承継人である〇〇さんから交換により所有権移転を受けて農業用施設用地として申請するものであります。事後になりましたが、農地法の事業計画変更の許可を得てないことは明らかなことから、始末書を添付して是正し今後は農地法を遵守していきたいというのであります。調査員一同変更許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第96号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第96号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：
一般住宅用地3件、田470㎡、畑772㎡、計1,242㎡です。農業用施設用地2件、
畑522㎡、計も同じです。山林用地1件、畑1,502㎡、計も同じです。その他2件、
田775㎡、計も同じです。合計8件、田1,245㎡、畑2,796㎡、合計4,041㎡です。

先ず1項を説明します。譲受人：新富町新田の〇〇、譲渡人：兵庫県丹波市の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番2、台帳・畑、現況・雑種地、面積261㎡、申請内容・目的：農業用施設用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：農業用資材置場用地で顛末書が添付されています。

次に2項を説明します。譲受人：兵庫県丹波市の〇〇、譲渡人：新富町新田の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番2、台帳・畑、現況・雑種地、面積261㎡、申請内容・目的：農業用施設用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：進入路及び飼料タンク置場で始末書が添付されています。

次に3項を説明します。譲受人：北海道千歳市の〇〇、譲渡人：旭の〇〇、申請地：旭〇〇番2、台帳・現況とも畑、面積302㎡、申請内容・目的：一般住宅用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な施設の内容：居宅1棟198㎡です。

次に4項を説明します。譲受人：有吉町の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番、台帳・現況とも田、面積615㎡、申請内容・目的：その他、権利の内容：使用貸借権の設定、主な施設の内容：自動車整備工場1棟108㎡です。

次に5項を説明します。譲受人：宮崎市祇園の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請

地：大字南方字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 470 m²、申請内容・目的：一般住宅用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な施設の内容：居宅 1 棟 111 m²です。

次に 6 項を説明します。譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：愛知県東海市の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番他 1 筆、登記・畑、現況・山林、面積 1,502 m²、申請内容・目的：山林用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：櫟 110 本で顛末書が添付されています。

次に 7 項を説明します。譲受人：銀鏡の〇〇、譲渡人：銀鏡の〇〇、申請地：大字銀鏡字〇〇番 1、登記・田、現況・雑種地、面積 470 m²、申請内容・目的：一般住宅用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：居宅 1 棟 99.37 m²、車庫 36 m²、庭 334.63 m²で顛末書が添付されています。

次に 8 項を説明します。譲受人：銀鏡の〇〇、譲渡人：銀鏡の〇〇、申請地：大字銀鏡字〇〇番 2、登記・田、現況・宅地、面積 160 m²、申請内容・目的：その他、権利の内容：賃貸借の設定、主な施設の内容：社宅 1 棟 81.44 m²で顛末書が添付されています。

議長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

15 番 1 項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、先ほどの事業計画変更承認で説明した場所です。本申請地については、平成 27 年 7 月 21 日付、シレイ 6005-5-50 にて許可を受け、〇〇の前の所有者の父の〇〇さんとの間で交換が成立していましたが、〇〇さんから〇〇さんに所有権を移転すべき土地が未登記のままであったことから、改めて譲受人の〇〇さんが譲渡人である〇〇さんから交換により所有権移転を受けて農業用施設用地として申請するものであります。事後になりましたが、農地法の事業計画変更申請とともに 5 条許可申請をするものであります。なお、正式に許可を得てないことは明らかなことから、顛末書を添付して是正し今後は農地法を遵守していきたいということでもあります。現地の状況は、東側は農地、西側は

道路、南側は農地、北側は宅地であります。雨水は自然浸透及び既設側溝に放流するということでもあります。隣接農地に被害を及ぼさないように配慮がされています。転用に伴う周辺への土砂流出等については特に懸念するところはありません。転用する土地の関係者へは説明がされています。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 農地区分ではありますが、第2種農地として判断しております。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

15 番 2項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、先ほどの事業計画変更承認で説明した場所です。本申請地については、平成27年7月21日付、シレイ6005-5-50にて許可を受け、〇〇の前の所有者の父の〇〇さんとの間で交換が成立していましたが、〇〇さんから〇〇さんに所有権を移転すべき土地が未登記のままであったことから、改めて譲受人の〇〇さんが譲渡人である〇〇さんから交換により所有権移転を受けて農業用施設用地として申請するものであります。事後になりましたが、農地法の事業計画変更申請とともに5条許可申請をするものであります。なお、正式に許可を得てないことは明らかなことから、始末書を添付して是正し今後は農地

法を遵守していきたいということでもあります。現地の状況は、東側は宅地、西側は宅地、南側は農地、北側は宅地であります。雨水は自然浸透及び既設側溝に放流するということでもあります。隣接農地に被害を及ぼさないように配慮がされています。転用に伴う周辺への土砂流出等については特に懸念するところはありません。転用する土地の関係者へは説明がされています。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 1項で顛末書、2項で始末書として分けて添付した上で申請されていますが、始末書しかありません。分けて申請されている以上顛末書も必要と思いますが、如何ですか。

事務局 ご指摘ありがとうございます。そのように指導いたします。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

23 番 3項を説明します。申請地は妻地区の〇〇地区であります。〇〇の東側にある農地です。今回の申請理由であります。申請人の〇〇さんは、現在北海道に居住していますが、近く勤務の目途がたったことから市内に新築するため譲渡人の祖母である〇〇さんから使用貸借に借り受けて住宅を建築するため申請したものであります。現地の状況は、東側は宅地と農地、西側は児童公園、南側は農地、北側は宅地であります。生活排水対策は公共下水道に接続し、雨水は自然浸透及び既設側溝に放流するということであります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、被害を及ぼさないようにブロックを設置するということあります。転用する土地の関係者へはこれから説明をして理解を得ていくとのことあります。なお、本申請地は、「都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 4項について特別調査員の報告をお願いします。

15 番 4項を説明します。申請地は妻地区の〇〇地区で、〇〇の東側の農地です。転用の理由であります。申請人の〇〇さんは現在自動車修理工場に勤務していますが、

退職して自ら事業を興し今後の生活の安定と基盤を作るため譲渡人の父である〇〇さんから使用貸借により借り受けて自動車修理工場を建設するために申請されたものです。現地の状況は、東側は農地、西側は市道、南側は農道を挟んで農地、北側は墓地です。なお、事業で使用する汚水についてはグリストラップで水と油を分離し水だけを既設の排水路に放流するという事です。トイレは仮設トイレを設置し汲み取りで対応しますので生活排水はありません。土地改良区の同意並びに周辺農地の同意は得られています。隣接農地への土砂流出対策としては、周囲に擁壁を設置するという事です。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha以上の第1種農地ではありますが、特例により許可可能な案件」で第2種農地と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 農地区分についてであります。この周辺の農地の広がりから第1種農地と判断されます。しかし、周辺が宅地化の傾向にある土地については第2種と判断することができます。具体的には、「県庁・市役所または支所を中心として周囲概ね半径500m以内の農地」または、「周囲概ね半径1km以内の農地で、宅地率が40%をこえる場合」には第2種と判断することができます。

議長 説明がありました4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

12番 油は仕分けされていますが、水だけを排水路に流すことになるのでしょうか。

15番 グリストラップで水と油を分離し水だけを既設の排水路に放流するという事です。

12番 修理工場ですので、洗浄する際は中和剤を使用すると思いますが、その洗剤は排水路に流すことになるのでしょうか。

議長 暫時休憩とします。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局 修理工場では洗浄する場合は、中和剤を使用しますが、中和剤を含んだ水がグリストラップに流れ込むと油が中和されて排水路に濃いものが流れるのではないかとのご指摘だと思いますが、〇〇からの意見書では、その他公害、諸問題が発生した場合は協議の上対処するとされています。構内排水問題は、関係法令を遵守し適切に対処するとされています。油を含む水等は適切な処置をとることが条件となっていますので申請者には改めて指導いたします。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 5項について特別調査員の報告をお願いします。

23 番 5項を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落であります。〇〇から西へ約300m進み、更に北へ100m進んだ集落内の農地です。今回の申請理由であります。現在宮崎市に居住していますが、子供の成長と共に現在の居住が手狭になったこと並びに実家の近くに新築するため譲渡人である祖父の〇〇さんから使用貸借により借り受け住宅を建築するため申請したものであります。現地の状況は、東側は宅地、西側は農地、南側は農地、北側は宅地であります。生活排水対策は合併浄化槽を設置し、雨水は自然浸透及び既設側溝に放流するということであります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、被害を及ぼさないようにブロックを設置するということあります。転用する土地の関係者へは同意が得られています。なお、本申請

地は、「農地のつながりが 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、集落接続であることから許可可能な案件」となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 5 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6 項について特別調査員の報告をお願いします。

15 番 6 項を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で市道沿いの〇〇から南へ約 50m 進んだ農地です。転用の理由ではありますが、譲受人は地元で畑作での農業を経営されております。譲渡人は県外在住で農地を管理できないことから〇〇さんに贈与することになったということでもあります。また、転用許可を受けずに櫟を植栽したということで顛末書を添付して違反転用を是正したいということでもあります。現地状況は、東側は雑種地、西側は農地、南側は道路、北側は市道を挟んで農地であります。雨水対策としては、自然浸透処理であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念することはありません。本申請地は、「農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地」であり第 2 種農地と判断されます。調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 現地の状況は、東側は雑種地、西側は農地、南側は農地、北側は市道を挟んで農地であります。

議 長 説明がありました6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 7項について特別調査員の報告をお願いします。

23 番 7項を説明します。申請地は東米良地区の〇〇集落であります。県道西都・南郷線沿いの〇〇から北に約50m進んだ集落内の農地です。転用の理由であります、申請地は昭和25年から牛馬のせり市場の付帯施設として活用されていたが、昭和45年からは〇〇の駐車場として今日まで使用されてきましたが、今回、譲受人の〇〇さんが一般住宅を建築するに当たり申請に至ったということであります。農地の認識がなかったとはいえ、農地法の許可を得てないことは明らかなことから、顛末書を添付して是正し今後は農地法を遵守していきたいということであります。現地の状況は、東側は銀鏡川、西側は県道を挟んで宅地、南側は宅地、北側は宅地であります。既に転用はされており、生活排水は合併浄化槽で処理し雨水対策は自然浸透並びに市道側溝に放流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念されることはありません。転用する土地の関係者へは同意が得られています。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第

2種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 周辺への土砂流出については、既にブロックが設置してありますので、特に懸念するところはありません。

議長 説明がありました7項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

20番 申請地は、ゼンリン地図では県道、〇〇、〇〇が含まれているのですが、間違いありませんか。

事務局 ご指摘ありがとうございます。県道、〇〇、〇〇は含まれていません。訂正をお願いします。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 8項について特別調査員の報告をお願いします。

23番 8項を説明します。申請地は東米良地区の〇〇集落でありまして7項の北側であります。転用の理由であります。申請地は昭和37年の西都市と東米良村の合併当時から牛馬のせり市場の付帯施設並びに〇〇の駐車場として使用されていましたが、その後住宅を建築し今では譲受人〇〇の社宅として活用されています。今回はその是正を行うために申請に至ったということであり。農地の認識がなかったとは

いえ、農地法の許可を得てないことは明らかなことから、顛末書を添付して是正したいということでもあります。現地の状況は、東側は銀鏡川、西側は県道を挟んで宅地、南側は7項申請地、北側は山林であります。既に転用はされており、生活排水は汲み取り式であります。雨水対策は自然浸透並びに市道側溝に放流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、着工から50年以上経過しており特に懸念されることはありません。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました8項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第97号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

局長 議案第97号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：
売買4件、田5,273㎡、畑1,570㎡、計6,843㎡です。贈与2件、田32,667㎡、畑352㎡、計33,019㎡です。合計6件、田37,940㎡、畑1,922㎡、計39,862㎡です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並び

に耕地面積 50 a 要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a 当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

局長 1 項について説明いたします。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：鹿児島県いち木串木野市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 1,315 m²、権利の内容：所有権移転・売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 1 項について報告します。今回の申請は、鹿児島県いち木串木野市の譲渡人から、譲受人であります都於郡の〇〇にお住まいの専業農家への売買になります。譲受人は鹿野田地区にて水稻、大根、スイートコーンを含め約 1,147a を作付けされており、申請地には水稻を栽培されるとのことです。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、普通トラック等農業に必要な機械は一式揃っており、また、ブロイラー 4 万羽を飼育されています。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 反当〇〇円であります。

議長 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に2項の説明をお願いします。

局長 2項について説明いたします。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：国富町本庄の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番2、登記・現況とも畑、面積1,570㎡、権利の内容：所有権移転・売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7番 2項について報告します。今回の申請は、国富町にお住まいの譲渡人から、1項と同じ譲受人への売買になります。申請地には大根とスイートコーンを栽培されることとあります。あとは1項の報告と同じですので省略をさせていただきます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 反当〇〇円であります。

議長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に3項の説明をお願いします。

局長 3項について説明いたします。譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他3筆、登記・現況とも田、面積2,937㎡、権利の内

容：所有権移転・売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18 番 3項について報告します。今回の申請は、三財の〇〇集落にお住まいの譲渡人から、譲受人であります〇〇集落にお住まいの専業農家への売買になります。譲受人は下三財にて水稻、スイートコーンを含め約322aを作付けされており、申請地には水稻を栽培されるとのことです。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック等農業に必要な機械は一式揃っており、周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 反当〇〇円であります。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4項の説明をお願いします。

局 長 4項について説明いたします。譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況とも田、面積1,021㎡、権利の内容：所有権移転・売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18 番 4項について報告します。今回の申請は、三財の〇〇にお住まいの譲渡人から、3項と同じ譲受人への売買になります。申請地には水稻を栽培されるとのことであります。あとは3項の報告と同じですので省略をさせていただきます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 反当〇〇円であります。

議 長 4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5項の説明をお願いします。

局 長 5項について説明いたします。譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1他14筆、登記・現況とも田、面積11,261㎡、権利の内容：所有権移転・一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 5項について報告します。今回の申請は、岡富にお住まいの譲渡人から、同居されている後継者への一括贈与になります。譲受人は岡富地区にて水稻を含め約122aを作付けされており、現地は農地として活用されていることを確認しております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、軽トラック等農業に必要な機械は一式揃っており、周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんの

ご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6項の説明をお願いします。

局 長 6項について説明いたします。譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、
申請地：大字三宅字〇〇番他23筆、登記・田、畑、現況・樹園地、田、畑、面積21,758
㎡、権利の内容：所有権移転・一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 6項について報告します。今回の申請は、四日市にお住まいの譲渡人から、同居
されている後継者への一括贈与になります。譲受人は黒生野地区にて水稻、ピーマ
ン、スイートコーン等を含め約217aを作付けされており、現地は農地として活用さ
れていることを確認しております。農機具につきましては、トラクター、コンバイ
ン、田植機、乾燥機、軽トラック等農業に必要な機械は一式揃っており、周辺作物
への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから
許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第98号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第98号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)、件数及び面積：田5,689㎡、合計3件、面積5,689㎡です。次に項目毎に説明します。

1項 譲受人：黒生野の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番1、登記・現況とも田、面積1,474㎡です。

2項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：調殿の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況とも田、面積979㎡です。

3項 譲受人：清水の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも田、面積3,236㎡で農地中間管理特例事業です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、10月を予定しております。

議 長 説明がありました1項～3項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は

挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第99号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第99号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利用権設定)、件数及び面積：田 234,617 m²、畑 31,903 m²、合計 32 件、面積 266,520 m²、契約期間別内訳：3年～6年未満、件数 10 件、田 8,509 m²、畑 31,903 m²、：6年～10年未満、件数 1 件、田 3,270 m²、10年以上、件数 21 件、田 222,838 m²となります。

項目毎に説明します。

1項 譲受人：黒生野の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,011 m²、10月から年金による10年の使用貸借権の再設定です。

2項 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番78他2筆、登記・現況とも畑、面積 28,221 m²、11月から3年の賃貸借の再設定です。

3項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,003 m²、11月から5年の賃貸借の新規設定です。

4項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番他1筆、

登記・現況とも田、面積 1,492 m²、11 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

5 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 971 m²、11 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

6 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2、登記・現況とも田、面積 482 m²、11 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

7 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況とも田、面積 2,942 m²、11 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

8 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：綾町北俣の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 477 m²、11 月から 5 年の使用貸借権の再設定です。

9 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：綾町北俣の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 2,995 m²、11 月から 5 年の賃貸借の再設定です。

10 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：綾町北俣の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 687 m²、11 月から 5 年の賃貸借の再設定です。

11 項 譲受人：清水の〇〇、譲渡人：清水の〇〇、申請地：大字清水字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,859 m²の内 1,142 m²、10 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

12 項から 32 項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似しておりますので、代表で 12 項を読み上げ後は省略します。

12 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番他 5 筆、登記・現況とも田、面積 13,238 m²、11 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作

または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、10月を予定しております。

議長 説明がありました1項から32項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第100号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第100号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について、番号1の説明をいたします。

非農地証明明細番号1、土地の所在：大字岩爪字〇〇番3他5筆、地目・台帳・畑、現況・山林、面積4,931㎡、所有者：大字岩爪〇〇番地、氏名：〇〇、事由5になります。

非農地証明明細番号2、土地の所在：大字荒武字〇〇番他1筆、地目・台帳・田、現況・原野、面積901㎡、所有者：宮崎市大字新名爪〇〇番地4、氏名：〇〇、事由5になります。

議長 番号1について地元委員の説明を求めます。

25番 番号1を報告いたします。都於郡地区の〇〇集落で県道福王寺・佐土原線の〇〇から南に1km進み〇〇を渡り更に西に行った迫田の奥の農地と〇〇集落から西に行

った農地です。申請地は十数年前から耕作されておらず山林化しており耕作できる状態ではありません。今後も復元して農地として利用することは困難であることから事由5と判断しました。皆様のご審議をお願い致します。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号2について地元委員の説明を求めます。

27 番 番号2を報告いたします。都於郡地区の〇〇集落で県道荒武・新富線の〇〇入り口から南へ200m行った〇〇の東側の農地です。申請地は以前から原野化しており耕作できる状態ではありません。今後も復元して農地として利用することは困難であることから事由5と判断しました。皆様のご審議をお願い致します。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 10 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

6 番 _____

31 番 _____